

## 役員および評議員の報酬等に関する規定

社会福祉法人日本ライトハウス

### (目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人日本ライトハウスの役員および評議員の報酬等について定めるものである。

### (定 義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事および監事をいう。

### (理事会および評議員会の出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、および評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2. 交通費の実費が報酬の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事長・専務理事・常務理事の業務報酬および交通費)

第4条 理事長・専務理事・常務理事が法人および施設の運営のためにその業務にあたる場合は、別表2-1により報酬および交通費を支払うことができる。

2. 理事長の報酬は、就業規則給与規定の定めに基づいて、計算期間を定め、毎月1回定まった日に支払うことができる。
3. 理事長の実費交通費は、計算期間を定め、毎月末日までに支払うことができる。
4. 理事長の実費宿泊費は、計算期間を定め、毎月定まった日に支払うことができる。
5. 専務理事・常務理事の報酬は、就業規則給与規定の定めに基づいて、毎月1回定まった日に支払うことができる。
6. 専務理事・常務理事の実費交通費は、勤務日数に応じて、1か月あたりの通勤定期代として、就業規則給与規定の定めに基づいて、毎月1回定まった日に報酬とともに支払うことができる。
7. 施設の職員を兼務する専務理事・常務理事は、前2項の規定にかかわらず、就業規則給与規定を適用する。

### (理事および評議員の業務報酬)

第5条 理事が理事会出席以外で法人および施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2-2により報酬を支払うことができる。

2. 評議員が評議員会出席以外で法人および施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2-2により報酬を支払うことができる。
3. 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第6条 監事が法人および施設の運営状況を指導、または監査の業務に当たった場合は、

別表2-2により報酬を支払うことができる。

2. 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

#### (役員および評議員の出張旅費)

第7条 役員および評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬および旅費等を支給することができる。

2. 旅費は、原則として実費を支給する。なお、実情を考慮し、増額することができる。
3. 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
4. 旅費等は、原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

#### (適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員および顧問として常勤する役員は、就業規則旅費規程を適用し、この規定を適用しない。

#### (改正)

第9条 本規定および別表の金額等を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

#### 付 則

この規定を平成17年4月1日より適用する。

平成24年4月1日 一部改定

平成25年4月1日 一部改定

## 役員および評議員の報酬等に関する規定(別表)

別表 1 : 理事会・評議員会出席報酬

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	6,000円
評議員会出席報酬等	6,000円

別表 2 - 1 : 理事長・専務理事・常務理事業務報酬

名 称	報 酬
理事長 業務報酬 1日	20,000円
理事長 業務報酬 半日	10,000円
専務理事業務報酬 1日	18,750円
常務理事業務報酬 1日	18,000円
宿 泊 費	実 費
交 通 費	実 費

別表 2 - 2 : 理事・評議員業務報酬(理事長を除く)、監事監査指導報酬

名 称	報 酬
理事および評議員業務報酬等	6,000円
監事監査指導報酬等	6,000円

別表 3 : 役員・評議員出張旅費

出張旅費	宿 泊 費	報酬(1日)	その他経費
実 費	実 費	10,000円	実 費